資料２

淀江町行政改革大綱

平成９年７月

淀　江　町

淀江町行政改革大綱

1　行政改革大綱の目的

本町は昭和６３年行政に対する住民要望の複雑多様化に対し、行財政環境は年々厳しさを増す状況を背景に「淀江町行政改革大綱」を策定し、これを基本に行政事務のＯＡ化を始め逐次改革等の改善を進めてまいりました。

今日わが国においては、人口の急激な高齢化や、国内外における経済社会情勢の変化にともない、かつてない厳しい財政事情に直面する中、平成９年度を財政構造改革元年と位置づけ、組織機構の見直しを始め、制度、政策の見直しによる徹底した歳出の削減を打ち出している状況にあります。

一方、地方公共団体においても一層厳しい情勢のなか、福祉、保健事業の推進と生活環境の整備、地域づくり等地域の活性化を図る諸地域の推進が大きく求められ重要な課題とされております。

しかし、本町の財政状況を見ると、低迷を続ける経済状況のなかで、町税等による自主財源は極めて軟弱く、国県に大きくその財源を依存せざるを得ない財政構造にあり、限られた財源のなかで最小の経費で最大の効果を発揮する行政の実現が強く求められています。

さらに、地方の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、平成７年成立した「地方分権推進法」により、国の責務における事務、事業が地方にその権限を移譲する業務が明確化される時、速やかに対応しえる財政構造の健全化と組織、機構の確立が急務であります。

このことからも、２１世紀を目指したまちづくりの諸施策を推進するため、「新たな淀江町行政改革大綱」を策定し、前進的な行政改革を推進するものです。

2　大綱策定の基本方針

(１)　本町の行財政事情は近年の先進的な大型公共事業の積極的な推進により、極めて厳しさを増しております。さらに、可急性を求められる公共下水道事業等の住民生活に直結した生活環境整備事業の推進により、一層その環境は厳しさを増す状況にあり、高齢化社会の到来と地方分権が大きな流れとなる今、行政の果責は一層の多岐性を求められます。従って、住民要望の質の高まりに対応し得る活力と魅力ある地域社会を構築するため、簡素で合理的な行財政運営に努めなければなりません。

(２)　行政改革の推進にあたっては、行政改革推進本部の改革方針を基に、行政改革推進審議会の意見を尊重し、議会の理解と地域住民の協力を得ながら改革、改善を推進します。

３　当面する改革事項

当面する取組として、平成９年度から４年間に改革、改善すべき事項と方性を示します。また、地域の実情や、社会動向をとらえ、改革の見直しをはかり、その実現に努めます。

(１)　事務、事業の見直し

限られた財源のなかで、住民要求の多様化と、社会情勢の変化に的確に対応して行くため、本町の施策等の整合性をはかり、事務、事業の必要性、緊急性、効果等を選別し、効果的な事務事業と住民サービス向上を図る。

① 課等の事務分掌、事務量の再検討と系列的事務の分離統廃合の推進
② 既存事務、事業の必要性、効果等検討による整理合理化の推進
③ 行政運営の効率化と安定化による住民サービス向上を基本とし、行政の管理監督と責任のもとに、業務の民間委託の検討
④ 自治体独自の申請、許認可等について、適正手続きの整理をはかり、住民負担の平準化と行政事務の簡素合理化を推進する
⑤ 複雑多様化する行政需要や、新たな行政課題を的確に把握し、行政として実施すべき施策の適正な選択

(２)　時代に対応できる組織機構の確立

新たな行政課題や、住民要求の多様化、高齢化社会に対応するため、本庁組織はもとより、出先機関を含め組織機構全体を点検し行政の効率化を図る。

① 来庁の課室並びに出先機関の分離統合等の見直しにより、事務、事業の機能的対応の改善を図る
② 担当する事務、事業の整合性と経済的、効率的執行を図るため総合調整機能の確立を図る
③ 各種審議会、委員会の整理、統廃合と定員の見直しを図る

(３)　行政の責任領域の明確化と、経費負担の見直し

行政関与の姿勢と必要性、受益と負担の公平確保を図るため、受益者負担の見直しを図る。

① 各種団体への行政関与の必要性と、経費負担のあり方を検討し、一定の自主性と自立を喚起し活動内容等点検し、整理統合をすすめる
② 既存の補助金、負担金の目的、必要性、効果を再検討し、団体の理解を求め廃止、縮小と終期の設定を図る
③ 新規補助事業着手にあたっては、補助率、補助期限を設定する

④　使用料、手数料等については、社会情勢を勘案し可急性を求められる事項を除いて、概ね３年を目安に受益者負担の見直しを図る

(４)　公共施設等の設置及び管理運営の効率化

社会教育、社会体育並びに公園等、施設整備が進むなか効率的、効果的利用サービスの提供と経済的管理運営を図る。

①　設置目的や利活用計画等から民間委託の可能性の検討と効率的管理運営を図るため、他施設との連携を強め簡素合理化に努める

②　施設計画にあたっては、既存施設との機能分担を明確にし、類似施設、又、管理、運営面や経済効果等総合的検討を加え、過剰施設とならないよう内容に十分検討を加える

(５)　効率的な財政運営と職員の能力開発の推進

時代の趨勢とともに行政に課せられる役割は大きく、また、迅速でかつ幅広い見識が要求される今、職員の行財政運営の意識改革と創造的能力の開発等の推進を図る。

①　行政事務の複雑化、広域化、住民要求の多様化に即応した政策形成と創造的能力を有する人材育成をはかるため職場での実務研修をはじめ専門的研修への参加、及び同業種間あるいは異業種の体験研修の推進

②　自ら考え行う、職員の意識改革をはかるための目標設定と、自主研修、小集団研修の推進

③　行政の税配分意識、コスト意識、企業的経営感覚意識等の改革推進

(６)　職員の定数管理と給与の適正化の推進

住民要望の高度化、多様化は一層大きく、行政需要に対し弾力的な行財政運営を図るため、事務、事業の見直しのなかで、組織の肥大化を極力抑制し適正な定員管理と併せて給与の適正化を図る。

① 行政需要の対応と行政サービス向上を図るため、事務。事業、組織機構の見直しのなかで行政組織の肥大化を抑制し、人員配置の適正化を図る

② 国の示す定員モデルや類似団体の定員管理状況の調査、比較に努め、定員の適正管理に努める

③ 地方分権推進による事務、権限移譲に伴い、行政事務の増加が予想されるが、ＯＡ化の推進と業務の洗い直し等により、原則として現行定数を堅持し配置転換等で対応する

④ 財政運営に大きくウエイトを占める人件費において、ラスパイレス指数を指標に給与制度及びその他運用等の適正化に努める。

以上、本町の新たな行政改革大綱を策定し、具体的な計画と推進方法について早急に実施計画を樹立し、住民の理解を得ながら積極的に推進を図ります。

また、この計画の進行管理については、行政改革推進本部が実施状況を的確に把握し、行政改革審議会に報告し、意見を求めることとします。

平成９年７月１日

淀江町長　森　本　和　夫

淀江町行政改革実施計画

平成１１年１０月１日

平成９年７月制定された、淀江町行政改革推進の方向に従い、平成１１年度から５か年の改革・改善すべき事項を明確とする。

１　事務・事業の見直し

(１)機構改革の推進(平成１０年度より)

平成１０年度において、庁舎内機構改革検討委員会(会長助役)を設置、平成１１年４月より一部機構改革を実施、引き続き出先を含めた機構改革の検討を行う。

(２)事務の整理合理化の推進(平成１０年度より)

事務の効率化・効果等の見直しを平成１１年４月より機構改革に合わせて検討、引き続き機構改革と平行して実施をする。

(３)業務の民間移行(平成１２年度より)

住民サービスの向上を基本として、庁舎内政策検討委員会で実施の方向で検討を行う。

(４)行政事務の簡素合理化の推進(平成５年度より)

平成５年度に、町単独の電算システム導入により事務の簡素化を図っているところである。引き続きシステム開発の検討を行ない事務の簡素化を目指す。

(５)行政として実施すべき施策の推進(平成１１年度より)

平成１１年度より、政策検討委員会(構成員・課長補佐クラス)を設置し、新たな行政課題を的確に把握・審議することで行政の円滑な推進を図る。

２　組織機構の確立

(１)事務・事業の機能的対応の改善(平成１０年度より)

１－(２)と同様

(２)事務・事業の総合調整機能の確立(平成１１年度より)

平成１１年度において、政策検討委員会(構成員・課長補佐クラス)を設置し、事業の整合性・効果等の調査研究の機関として機能できる組織の整備を行う。

３　受益者負担の見直し

(１)各種団体への補助金・負担金の見直し(平成１１年度より)

平成１１年度、一部団体への補助金の見直しの実施を行った。

平成１２年度以降についても、引き続き順次見直しの検討を行い予算に反映させる。

(２)新規補助事業の検討について(平成１１年度より)

各種事業の採択に当たっては、政策検討委員会において事業の必要性・

効果等の検討を実施することで体制の整備を図った。

4　公共施設等の設置・管理運営の効率化

(１)民間委託の検討(平成６年度より)

施設の効果的なり利用サービスと効率的な運営を図ることから、平成６年度において、「伯耆古代の丘公園」の管理委託を教育文化事業団に委託を実施したことに続き、平成１０年度において「文化ホール」の管理委託を実施し経費の削減を図っている。

平成１２年度以降についても、管理委託のできる施設について、政策検討委員会において検討を実施する。

(２)施設設置の検討(企画段階より)

新規施設の設置については、政策検討委員会において施設の必要性・利用目的・効果等十分な調査研究を実施し、町総合計画に基づく事業推進を行う。

5　職員の行財政運営の意識改革と創造的能力の開発等の推進

(１)人材育成を図るための研修及び同業種あるいは異業種における体験研修の推進(平成１０年度より)

全国市町村アカデミー及び鳥取県自治研修所をさらに活用し、職員の資質向上につとめる。

平成１０年度より民間の人材育成会社の協力を得て実施している、異業種間の体験研修を継続する。

6　職員の定数管理(平成１１年度より)

今後の行政需要の動向を勘案しつつ、類似団体別職員数の状況等の検討を行い、定員の適正化計画を策定する。

定員の適正化計画(平成１１年度～平成１５年度)

			１１	１２	１３	１４	１５	計
一般行政	増員	機構改革・事業推進						
	減員	機構改革・電算導入		1		1		2
福祉関係	増員	事業推進	1	1				2
	減員	民間委託						
特別強制	増員							
	減員							
公営企業	増員	事業増加	1			1		2
	減員							
計	増員		2	1		1		4
	減員			1		1		2

７　議会議員定数の削減　(町議会・平成１１年９月定例会)

　町議会議員定数１８名の削減について、町議会内に議員定数削減検討調査特別委員会を設置、検討がなされており議会の判断を待つ。